

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
の制定について

1 制定要旨

刑法等の一部を改正する法律の施行により、刑罰の「懲役」及び「禁錮」  
を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、関係条例  
を一括して改正する条例を制定するもの。

2 制定内容

(1) 改正する条例

ア 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償  
に関する条例

イ 島根県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

(2) 改正する内容

条例の規定中の「懲役」及び「禁錮」とあるものを「拘禁刑」に改め  
るもの。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年6月1日

5 経過措置

(1) この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- (2) これまでの条例改正により「なお従前の例による」、「なおその効力を有する」、「改正（廃止）前の条例の例による」との経過措置を設けて罰則を適用する場合においても、刑法改正に合わせて読み替える。
- (3) これまでの条例改正により「なお従前の例による」、「なおその効力を有する」、「改正（廃止）前の条例の例による」との経過措置を設けて刑に処せられた者の資格に関する規定を適用する場合においても、刑法改正に合わせて読み替える。
- (4) この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされたものとみなす。

※ 刑法改正による刑の種類

改正前	改正後
死刑	死刑
懲役（無期/有期）	拘禁刑（無期/有期）
禁錮（無期/有期）	
罰金	罰金
拘留	拘留
科料	科料
没収	没収